

2023年11月10日

日本経済団体連合会会長 十倉 雅和 殿

経済同友会代表幹事 新浪 剛史 殿

日本商工会議所会頭 小林 健 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会  
代表理事 後藤 啓二(弁護士・荒川区児童福祉審議会委員、野田市児童虐待  
事件再発防止合同委員会委員)

ジャニーズ事件を機に子どもを性犯罪・性的虐待から守るための取組を求める要望書

1 私どもは、子どもへの虐待・性犯罪の防止を目的とするNPO法人です。本年11月10日、政府に添付のとおり「ジャニーズ事件を機に子どもを性犯罪・性的虐待から守るための法整備を求める要望書」を提出し、再発防止のため必要な法整備を要望いたしました。

これに併せまして、貴団体にも本要望書を提出させていただきます。

ジャニーズ事件は、規模こそ前代未聞ですが、これまでも数多く行われ、多くが不問にされてきた、指導的立場にある者、強い立場にある者から弱い立場の子どもへの性犯罪です(スポーツ指導者は「試合に出してやる」といって子どもに性行為に応じるよう迫りますので、本事件と同様の構図です)。本事件は、子どもへの性犯罪・性的虐待に無関心で、子どもを性の対象とすることを容認する社会風潮、さらには、公的機関ですら被害者より加害者の立場に立つ、弱い者より強い者の側に立つ日本の体質、そしてそれらからくる極めて不十分な法制度から、起こるべくして起きた事件であると考えております。

そこで、必要な法制度として、芸能事務所、学習塾、学童保育施設、学校等子どもと接する業務を行う組織、スポーツ団体も含む団体について、「子どもを性犯罪から守る指針」の遵守の義務付け、子どもへの性犯罪を行った者を知った場合の警察への通報義務のほか、本事件では、テレビ局、マスコミ、所属タレントを広告に起用した企業等多くの企業が濃淡はあれ関与していることから、再発防止のための企業の取るべき措置を定めた「子ども性被害保護法(仮)」の制定を求めるものとなっております。

2 上記「企業の取るべき措置」として次の条文の制定を要望しています。

(企業の取るべき措置) 「企業は、その業務の遂行に当たり、子どもの人権を尊重し、子どもに対する性犯罪、性的虐待をはじめとする人権侵害行為に関わってはならない。取引先が子どもの人権侵害行為に関わっている又は関わっている疑いがあると認められるときは、

当該取引先に説明を求め、問題があると認められる場合には改善を要請する、取引関係を続けることが社会的に是認できないと認められる場合には取引を停止するよう努めなければならない。その場合には、取引先に関わる子どもほか責任のない関係者の不利益が最小限となるよう配慮するものとする。」

ジャニーズ事務所がジャニー喜多川氏の性加害を認める記者会見を行った後、同事務所所属タレントを広告に起用していた企業の多くが、上記条文案に沿った対応を取られています。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」と同趣旨の内容でもありますことから、経済界にとってもご異論なく、ご賛同いただけるのではないかと思料いたしております(もちろんご異論ある場合には、ご指摘いただきますようお願いいたします)。また、本条文以外の内容につきましては、経済界と直接関係があるものではなく、多くの国民と同様、子どもを守るために必要なものとしてご賛同いただけるものと推察申し上げるところです。

3 ジャニー喜多川氏による被害者は極めて多くに上っていますが、性犯罪、性的虐待を受けた子どもたちは膨大な数に上っています。また、2022年度に児童相談所、警察に通報のあった虐待通報は20万件以上に上り、増加の一途をたどり、虐待を受けた子どもの数もまた膨大な数に上っています。性犯罪や虐待を受けた子どもたちは、身体的に傷つけられるだけでなく、精神的にも深刻な影響を受け、心の傷(トラウマ)を抱え、生きづらい、他人との関係づくりが困難などの事情を抱えることが少なくなく、専門的な治療・カウンセリングが必要です。また、虐待を受け児童養護施設に入所している子どもたちは、一般家庭の子どもに比べ大学進学率が低く、就職も困難であり、かつ、18歳で一人で暮らしていかざるを得ないなど極めて困難な立場に立たされており、このような被害を受けた子どもたちへの支援は喫緊の課題です。

一方で、企業は、SDGsの取組が求められる中、その目標の一つとして「平和と公正をすべての人に」があげられ、実現のための方法として「子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形態の暴力、そして子どもの拷問をなくす」が掲げられ、企業もこれまで以上に本問題への貢献が求められています。企業にとりましては、性犯罪、虐待被害を受けた子どもたちへの支援活動を行うことが社会から求められ、それに応じることがSDGsの取組として様々なステークホルダーからも評価されることになることと存じます。

企業の本問題への取組としては、性犯罪等の被害児童、親からの性的虐待等の虐待により児童養護施設に入所している子どもたちへの専門的な治療等の支援、学業支援、生活支

援、就職支援等があげられます。具体的には次のとおりです。

- ① 性虐待等深刻な虐待を受けた子どもたちに専門的な治療を受けさせるための支援
- ② 児童養護施設入所児童(施設入所児童)への学業、スポーツ活動支援
- ③ 施設入所児童への語学、パソコン、プログラミング等のスキルアップ支援
- ④ 18歳で施設を卒園する児童に対して一人暮らしのために必要な研修その他の支援
- ⑤ 大学進学者への奨学金、生活費等の給付事業
- ⑥ 児童養護施設卒園者の企業の優先採用
- ⑦ 児童養護施設への施設・設備改善のための寄付

既にこのような支援活動を行っている企業はありますが、まだまだ少ないのが現状です。そこで、貴団体、加盟企業のSDGsの取組の一つとして、子どもに対する性犯罪、虐待の防止、被害を受けた子どもたちへの支援を位置付け、取組みを強化していただくことが大変有意義なものとなっております。

なお、少子化の進展により、我が国の労働力は急減が予想され、政府では少子化対策に力を入れていますが、その実現はかなりの困難が予想されます。性犯罪や虐待を受けることがなければ、被害児童へのその後の支援が十分になされていれば、労働力として十分期待できる人材が、労働力足りえていないのが現状です。また、虐待等による社会的支出も膨大な額に上っています。経済界にとりましては、人道的観点からのみならず、日本経済の発展、労働力の確保、財政支出の削減の観点からも、性犯罪、虐待を受けた子どもへの立ち直り支援、就職支援の取組を抜本的に強化することが必要かつ有意義なものと考えられます。

そこで、貴団体に対して、次の取組を要望いたします。

#### 記

1 私どもの要望している「子ども性被害防止法(仮)」の中の「企業の取るべき措置」についてご賛同いただくとともに、他の条文案についてもご賛同いただき、政府に対して私どもとともに働きかけを行っていただきたいこと(内容にご異論ある場合には、その旨ご指摘いただきますようお願い申し上げます。)

2 貴団体及び加盟企業のSDGsの取組として、性犯罪・虐待を受けた子どもたちへの支援を位置づけ、積極的にこれらの子どもたちへの支援活動を行うこと

おわりに

ジャニーズ事件を同事務所を批判するだけで終わらせてはなりません。このような指導

的立場にある大人による子どもへの性犯罪・性的虐待は、規模こそ違えこれまでも同様に  
行われ、多くが同様に不問にされてきました。このような事件をできる限り少なくし、根  
絶を目指すため、必要な法制度の整備を早急に図ることが必要であり、是非、私どもの要  
望活動にお力添えいただきたくお願い申し上げます。このままでは、前代未聞の事件が「な  
にもなかった」ことにされてしまい、いつまでも子どもの性被害がなくなることはありません。  
また、性犯罪や虐待を受けた子どもたちへの支援は、人道的観点のみならず、経済  
界にとっては、SDGs の取組として社会、ステークホルダーから期待される取組であり、  
少子化が進展し労働力確保が喫緊の課題となる中で、経済界にとってもメリットとなる取  
組です。

以上につきご理解賜り、何卒よろしくご対応いただきますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表 後藤啓二  
東京都千代田区神田神保町 1-29 tel/ fax 03-6317-5298  
[kgoto@ab.auone-net.jp](mailto:kgoto@ab.auone-net.jp)